

宗教学法人「沖縄バプテスト連盟」宣教師規程

第1章 宣教師の働き

第1条 宣教師は、諸外国において次の各号に該当する活動をする。

- (1) その国の人々に福音を伝え、教会を興しその国のバプテストの団体を支援する。
 - (2) 諸外国に在住する日本語を話す人々に福音を伝え、その人々のための教会を建てる。
 - (3) 医療、学校教育、その他の働きを通して福音を伝える。
- 2 前項各号の伝道を行う場合は、その国のバプテストの団体と協力して宣教するものとする。
- 3 国内に宣教師を派遣する場合は当分の間この規定を準用する。

第2章 宣教師の募集及び訓練等

第2条 宣教師を希望する者はあらかじめ所定の用紙に下記事項を記入して宣教部に提出しなければならない。

- (1) 宣教師願書1通
- (2) 召命、献身の証し
- (3) 信仰告白
- (4) 履歴書（家族構成を含む）
- (5) 健康診断書（全家族）
- (6) 宣教師としての抱負
- (7) 母教会の推薦書

第3条 宣教部は、前条に定める書類を受理した場合は、これを宣教師志願者として登録し理事会に報告する。

第4条 宣教部は、宣教師志願者に対し宣教に必要な情報を提供し、準備のための訓練の機会を与えることができる。

第3章 宣教師の選考審査

第5条 宣教部は、第2条に基づき、宣教師志願者から書類が提出された場合は、以下の審査を行なうものとする。

- (1) 第2条の提出を受けた書類の審査
- (2) 当人と親交のある10人よりの印象調査
- (3) 当人との面接

第6条 前条の審査を行なう場合は、選考委員会を設置するものとする。

第7条 選考委員会は、宣教師の審査を終えてその者が適当と認められた場合はこれを宣教師として登録する。

第8条 宣教部は、宣教師候補者からの申し出又は理事会の決議に基づき、宣教師の登録を取り消すことがある。

第4章 宣教師の任期

第9条 宣教師の任期は、原則として1期3年とし、再任することができる。ただし、短期宣教師は1期1年とし、再任することができる。

第5章 宣教師の任命と身分

第10条 理事会は委員会の推薦を受けて宣教師を任命する。

第11条 宣教師の身分は沖縄バプテスト連盟の職員と同等な扱いとする。

第12条 60歳を超えて宣教師に任命された場合は、短期宣教師として任命する。この場合の身分は前条に準ずる。

第6章 宣教師の赴任

第13条 赴任の時期は、理事会がこれを決定する。

第14条 宣教師と共に赴任する家族は、配偶者と18歳未満の子供に限る。

第15条 赴任のための諸手続きは委員会がこれを行なう。

第16条 宣教師の赴任に際し、理事会は宣教師との間に覚え書きを交わし、その任地、任期、働き、通信連絡手段、その他必要な諸事項について相互に了解し、確認するものとする。

第7章 宣教師の活動

第17条 宣教師は、任地に赴任した場合は、一定期間その国の国語を習得しなければならない。

第18条 宣教師は、毎月1回所定の様式に基づき、伝道、会計等について委員会を経て理事会に報告しなければならない。

第19条 宣教師は、日曜日を含め、週2日の休日とする。また、その国の祝祭日を休日とする。

第20条 宣教師は、連盟の就業規則に係わらず、1年に2週間の休日をとるものとする。

第21条 宣教師は、公務で他の国外へ出張する場合は、少なくとも2週間前までに、委員会を経て理事会の承認を得なければならない。

第22条 宣教師が2週間を超えて公務を離れた場合は、診断書又は理由書を添えて、委員会を経て理事会に報告しなければならない。

第8章 宣教師の定期帰国報告

第23条 宣教師は任期終了後、帰国し、8ヶ月の宣教報告を行う。ただし、赴任地の事情により帰国時期は変更することができる。また、宣教の報告期間は短縮もしくは延長することができる。

第24条 宣教師は、帰国中、委員会の計画に従って、連盟の諸集会、教会に出席し、宣教活動の報告をしなければならない。

第9章 宣教師の給与

第25条 宣教師の給与は、連盟職員の給与基準の外、連盟の諸教会の牧師給与の平均の給与を支給する。尚、任地国の状況を勘案し、委員会の議を経て理事会が決定する。

2 前項の規程は、宣教師としての任命を決定した時から支給する。

第10章 宣教師の福利厚生

第26条 宣教師及びその家族は、任地の医療保険制度がある場合は、必ずその制度に加入しなければならない。

第27条 宣教師及びその家族は毎年1回適当な医療機関で健康診断を受けなければならない。

第28条 宣教師又はその家族の福利厚生は連盟就業規則を準用する。

第29条 宣教師又はその家族が病気のため帰国して治療を行なう必要がある場合は、任地の

医療機関の証明書を理事会に提出しなければならない。

第30条 宣教師に課せられた税金は、宣教師個人に関する税金を除き、世界宣教特別会計から支出するものとする。

第31条 宣教師が退任した場合、又は引退した場合は、連盟の「退職慰労金・年金規程」を適用するものとする。

第11章 宣教師派遣の会計予算

第32条 宣教師を派遣する予算は特別会計とする。

第33条 委員会は宣教師を派遣するため基金を設け、次により資金を確保する。

- (1) 寄付金品
- (2) 一般会計よりの繰り入れ金
- (3) 世界宣教指定献金
- (4) その他の収入

付 則

- 1 この規程は宣教部の議を経て、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程を改正しようとする場合は、宣教部の議を経て、理事会の承認を得なければならない。
- 3 この規程は1999年6月14日から発効する。
- 4 2007年8月27日一部改正、この改正は2007年8月27日から施行する。